

1. 公園等設置の適用対象

① 開発行為等を行う区域の面積が3,000㎡以上のも

ただし、下記に該当する50,000㎡未満の開発行為等を除く

ア 土地区画整理事業（事業完了及び事業施行中の地区）又は開発許可等により既に公園等が適正に確保された区域又は確保される予定の区域における開発行為等

イ 総合設計制度又は特定街区制度により開発区域内に公園等と同様の機能を有する公開空地等が確保される開発行為等

ウ 開発行為等を行う区域の境界線から直線距離にして250m以内に2,000㎡以上の都市公園がある開発行為等

【2,000㎡以上の都市公園】
 和光市アーバンアクア公園、荒川河川敷運動公園、松ノ木島公園、みつば公園、上谷津公園、柿ノ木坂児童公園、まました橋広場、せせらぎ公園、本町児童公園、ワンパク公園、緑の公園、広沢原児童公園、越後山中央公園、県営和光樹林公園

エ 商業地域、近隣商業地域において行う、商業施設の建築を目的とした開発行為等（管理用設備としての住居を設けることはあり得るが、それ以外の住居は認められない）

オ 工業専用地域において行う、工業施設の建築を目的とした開発行為等

※ ア～オの条件で公園等の設置を行わない場合は、位置図等に該当する内容を明記して提出してください。

2. 設置する施設

開発行為等の目的	設置する施設
住宅の建築を目的とした開発行為等	公園
その他の開発行為等	公園、緑地又は広場

3. 公園等の面積

開発行為等を行う区域の面積	公園等の1箇所当たりの面積	公園等の合計面積
3,000㎡以上 50,000㎡未満	120㎡以上	開発行為等を行う区域の面積の4%以上
50,000㎡以上 200,000㎡未満	300㎡以上 さらに1,000㎡以上の公園等を1箇所以上設置	
200,000㎡以上	300㎡以上 さらに1,000㎡以上の公園等を2箇所以上設置	

4. 公園等に設置する主な施設

公園	1,000 m ² 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に接する場所に入出口をできれば2以上（管理用車両が侵入できる幅3.0m以上ものを1以上） ・ 園名板、制礼板及び可動式の車止め ・ 外灯（タイマー付）及び休養施設（ベンチは肘掛け付）又は安全領域が確保された遊戯施設 ・ 雨水等を有効に排出するための施設（浸透トレンチ等）
	1,000 m ² 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に接する場所に2以上の出入口（管理用車両が侵入できるものを1以上） ・ 園名板、制礼板及び可動式の車止め ・ 外灯（タイマー付）及び休養施設（ベンチは肘掛け付）又は安全領域が確保された遊戯施設 ・ 雨水等を有効に排出するための施設（浸透トレンチ等）
緑地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に接する場所に入出口（できれば2以上） ※ ただし、人が入る想定でない緑地には不要 ・ 「この緑地は和光市まちづくり条例により設置された」旨を記載した表示板及び可動式の車止め（出入口を設けた場合）
広場		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に接する場所に入出口（できれば2以上） ・ 広場名又は「この広場は和光市まちづくり条例により設置された」旨を記載した表示板及び可動式の車止め

※ 公園設置に際しては、後掲の「和光市立公園及び公園施設等設置基準」を確認の上、設計してください。

5. 提出図面

公園等計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の場合は、施設計画平面図、計画高平面図、断面図、排水計画平面図、舗装計画平面図、地中配線図、植栽計画図を作成してください。
公園等施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等の中に設置するすべての施設の構造図を提出してください。

※ 公園の帰属にあたっては、各種出来形管理図（平面図・施設構造図等：紙+DWG又はDXFデータ）、工事写真、ベンチや遊具等の公園設備の保証書、鍵等の付属物を提出してください。

6. 公園名について

公園名は、和光市の要綱に基づき市で決定します。最終的な園名板のデザイン作成前（概ね完了検査の半年前）に公園みどり課にお問合せください。

<お問合せ>

和光市 建設部 公園みどり課 公園緑地担当

電話：048-424-9132（直通）

メール：e0700@city.wako.lg.jp



○ 和光市まちづくり条例（公園等部分抜粋）

（公園等）

第34条 開発行為等を行う者は、開発行為等を行う区域の面積が0.3ヘクタール以上の開発行為等を行う場合は、次の各号に掲げる基準により、公園、緑地又は広場を設置するものとする。ただし、開発行為等を行う区域の面積が5ヘクタール未満の場合であつて、当該開発行為等を行う区域の周辺の状況並びに建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 公園、緑地又は広場の面積の合計は、開発行為等を行う区域の面積の4パーセント以上とすること。
- (2) 主として住宅の建築の用に供することを目的とする場合は、公園を設置すること。ただし、開発行為等を行う区域の面積が5ヘクタール未満の場合において、開発行為等を行う区域の周辺の状況等を勘案して、公園を設置する必要がないと市長が認めるときは、緑地又は広場を設置すること。
- (3) 開発行為等を行う区域の面積が5ヘクタール未満の場合における公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積は120平方メートル以上とし、開発行為等を行う区域の面積が5ヘクタール以上の場合における公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積は300平方メートル以上とすること。
- (4) 開発行為等を行う区域の面積が5ヘクタール以上20ヘクタール未満の場合にあつては面積が1,000平方メートル以上の公園、緑地又は広場を1箇所以上、開発行為等を行う区域の面積が20ヘクタール以上の場合にあつては面積が1,000平方メートル以上の公園、緑地又は広場を2箇所以上設置すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準によること。

（公園等の設置に関する基準）

第51条 都市計画法施行令第25条第6号及び都市計画法施行規則第21条第1号に定められた制限を次に掲げるところにより強化する。

- (1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合において、予定建築物等の用途が住宅であるときは、公園を設置する。ただし、開発区域の周辺の状況等を勘案して、公園を設置する必要がないと市長が認めるときは、緑地又は広場を設置する。
- (2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合における公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積は、120平方メートル以上とする。
- (3) 公園、緑地又は広場の面積の合計は、開発区域の面積の4パーセント以上とする。

○ 和光市まちづくり条例施行規則（公園等部分抜粋）

（公園等）

第16条 条例第34条第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路に接する場所に入出口（公園にあつては、管理用車両が公園に侵入できるものを1以上）を配置すること。
- (2) 面積が1,000平方メートル以上の公園にあつては、2以上の入出口を配置すること。
- (3) 緑地、広場又は面積が1,000平方メートル未満の公園にあつては、2以上の入出口を配置するよう努めること。
- (4) 公園、緑地又は広場の名称を記した表示板及び可動式の車止めを設置すること。
- (5) 公園にあつては、外灯及び休養施設又は安全領域が確保された遊戯施設を設置すること。
- (6) 公園にあつては、遊戯施設等が有効に配置できる形状及び勾配とすること。
- (7) 安全上必要な場合は、さく等の設置その他の必要な措置を講じること。
- (8) 高齢者、身体障害者、幼児等に配慮した構造とするよう努めること。
- (9) 防犯に配慮した構造とするよう努めること。
- (10) 公園にあつては、雨水等を有効に排出するための適当な施設を設置すること。
- (11) 緑地又は広場にあつては、雨水等を有効に排出するための適当な施設を設置するよう努めること。

2 前項各号に掲げるもののほか、公園にあつては、市長が別に定める基準に従い、設置するものとする。⇒和光市立公園及び公園施設等設置基準を参照

開発行為等事前（小規模開発行為等）協議書添付図書、開発行為等協議書添付図書

項	添付図書	明示すべき事項	備考
18	公園等計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、公園、緑地又は広場の位置、形状及び面積並びに入出口、公園、緑地又は広場の名称を記した表示板、可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等及び雨水等を排出するための施設の位置及び形状	
19	公園等施設構造図	縮尺並びに公園、緑地又は広場の名称を記した表示板、可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等及び雨水等を排出するための施設の構造	

○ 開発行為等に関する協定締結基準（公園等部分抜粋）

条例第 3 4 条関係 公園等整備に関する基準

1 公園等の設置基準

(1) 条例第 3 4 条ただし書きの規定により、公園、緑地及び広場を設置する必要がないと認められるものは、次に掲げるものとする。

ア 土地区画整理事業（事業完了及び事業施行中の地区）又は開発許可等により面的な整備事業が行われ、既に公園等が適正に確保された区域又は確保される予定の区域における二次的な開発行為等

イ 総合設計制度又は特定街区制度により開発区域内に公園等と同様の機能を有する公開空地等が確保される開発行為等

ウ 開発行為等を行う区域の境界線から直線距離にして 2 5 0 メートル以内に 2, 0 0 0 平方メートル以上の都市公園（市内に存するものに限る。）が存する開発行為等

エ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域、近隣商業地域において行う、商業施設の建築を目的とした開発行為等

オ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域において行う、工業施設の建築を目的とした開発行為等

(2) 条例第 3 4 条第 2 号ただし書きの規定により、公園を設置する必要がないと認められ、緑地又は広場を設置することができるものは、次に掲げるものとする。

ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域又は準工業地域において行う、工業施設の建築を目的とした開発行為等

イ 特定工作物の建設を目的とした開発行為等

○ 和光市立公園及び公園施設等設置基準（一部抜粋）

（公園の設置計画）

第 3 条 公園の設置計画にあたっては、市民が利用しやすく、景観や防犯上の対応が十分活かされ、災害時の一時避難等にも適するよう計画するものとする。

2 公園用地は、原則として、次の形態であることとし、所有権以外の地役権等の私権が設定していないものとする。

(1) 地形が平坦で、日照に支障がなく、長方形に近い形であること。

(2) 公道等に接する部分の長さの合計は公園全周長の 4 分の 1 以上となるよう努めること。

(3) 用地と道路及びその隣接地地盤面との高低差は、極力少なくし、その利用のための階段等を造らないこと。

3 公園の造成は、次のとおりとすること。

- (1) 公園内の傾斜面は、擁壁、芝張り等により、十分な保護をすること。
- (2) 公園内は、良質土により不同沈下のないようにすること。

4 公園施設の配置計画の基本方針については、次のとおりとすること。

- (1) 公園は、幼児、児童、高齢者及び障害者等の利用を考慮したものとする。
- (2) 公園内には、原則として公園施設以外のものを設けないこと。

(公園施設の設置)

第4条 公園内に設置する公園施設は、次の表を標準とする。

公園種別	公園面積	公園施設
共通事項		植栽、照明灯、外柵、園名板、ベンチ、車止め、排水設備等
その他の公園	500 m ² 未満	共通事項に掲げるもの（軽微な遊具の設置も可）
	500 m ² 以上 1000 m ² 未満	上記に掲げるもののほか自転車駐車場、水飲み場、遊具（すべり台、ブランコ等）

(公園施設の基準)

第5条 次に定めるところにより、公園施設を設置するものとする。

出入口	1	出入口は、原則として2箇所とし、車止めを設置すること。
	2	出入口のうち1か所は、管理用車両が入れるように幅3.0m以上を確保し、車止めの構造は、可動式（引抜き式）で鍵付きとすること。
舗装	1	真砂土舗装、ダスト舗装を行う場合は、土砂流出を防ぐため、側溝及びを設置すること。
	2	出入口部分はコンクリート舗装を標準とする。
	3	遊具周辺（安全領域内）には、安全確保のための対策を講じること。
排水施設	1	公園内の排水は、原則として開渠排水（L型溝、皿溝、グレーチング蓋付U字溝等）とし、流出量・排水効果及び表土の流出防止等を勘案して、適切な造成措置及び排水施設を設けること。
	2	公園内の舗装には、適度な表面排水勾配（0.5%～1.0%）をもたせ、水たまりができないようにすること。
	3	集水枥を設ける場合は、開口部30cm以上、深さ50cm程度の寸法とし、15cm以上の泥だめ部を設置すること。
	4	排水管の材質は硬質塩化ビニル管とし、屈曲部や勾配の変化点には点検用の枥を設置すること。
	5	出入口部分には、公園等内からの雨水及び土砂流出を防ぐため、側溝及び枥を設置すること。
休憩施設	1	ベンチは、肘掛け付で寝転び行為を防止する加工処理を施すことを検討すること。
	2	幼児の利用を想定している場合、縁台の設置を検討すること。
	3	1000 m ² 以上の公園の場合は、4人掛け以上の野外卓等を設置すること。
	4	ベンチ等の材質は、再生木材（木粉+プラスチック粉で成形）を標準とすること。
園内灯	1	公園等内の配線は、原則として地下埋設方式とすること。

	2	ランプは、LED ランプを標準とすること。
	3	ポール等の材質は腐食しにくいものとし、接地際には防食テープ等で防食処理をすること。
	4	タイマー設置により時間消灯できるものであること。
遊具	1	国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月）及び（一社）日本公園施設業協会の定める「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」に準拠した設置計画とすること。特にブランコやすべり台等の運動方向への安全領域の確保に留意すること。
	2	安全領域内は硬い舗装を避け、落下への配慮をすること。
	3	遊具等の基礎は、地上に露出させないこと。
	4	金属製遊具の支柱地際には、防食テープ等で防食処理を行うこと。
	5	ブランコ、すべり台の着地部分には、ゴム製のマットを設置すること。
	6	児童向け遊具だけでなく、健康遊具、インクルーシブ遊具の導入を検討すること。
植栽	1	公園の緑化面積率は、都市公園等の整備の場合は30%以上、湧水公園の整備の場合は70%以上とし、高木と低木の組み合わせによる重層植栽とすること。
	2	防犯上、道路側から公園内の見通しを十分に確保できる植栽とし、低木植栽の場合は低く剪定管理できる樹種を選定すること。（アベリア、ベニカナメモチ等は避けるものとする。）
	3	ツバキ、サザンカ等の樹木は、人体に強い被害を及ぼすチャドクガが発生する可能性があるため、植栽を避けること。
	4	植栽量は、緑化面積10㎡当り高木（高さ3.0m以上）1本以上、低木（高さ0.3m以上1.0m未満）50株以上の密度とし、高木：低木＝1：15を標準とする。また、低木：地被植物（草本性植物は除く）＝1：5（本数換算）の植替えを可能とする。
	5	植栽地の土壌は良質土による客土とし、客土の深さは30cm以上を確保すること。また、地盤高は縁石等の構造物から5cm程度低くし土壌流出を防ぐこと。
	6	植栽は、花木や紅葉する樹種を選定するなど、季節感の演出に配慮し、原則として公園北側に常緑樹を公園南側に落葉樹を配置すること。
その他	1	公園は、敷地境界線を明確にするため、適切な柵を設けること。また道路との境は、開放的な空間とするため、利用者の安全対策以外の塀やフェンスを設けないこと。
	2	主たる出入口には、園名板（禁止事項及び管理者を明記）を設置すること。
	3	案内表示等は、高齢者や障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色使いとすること。
	4	水飲みを設ける場合は、高齢者や障害者等の円滑な利用に配慮した構造とし、給水栓はレバー式等を標準とする。また、手洗いの給水栓は自閉式を検討すること。

（ユニバーサルデザイン）

第6条 公園施設の計画に際しては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての利用者にとって安全で快適な公園となるように十分考慮するものとするものとする。

園路及び広場	出入口	1	幅は 120cm 以上。ただし、やむを得ない場合は 90cm 以上。
		2	車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は 90cm 以上。
		3	出入口からの水平距離が 150cm 以上の水平面を確保。
		4	車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
	通路	1	幅は 180cm 以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120cm 以上とする。
		2	車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。
		3	縦断勾配は 5 % 以下。やむを得ない場合は部分的に 8 % 以下まで可。
		4	横断勾配は 1 % 以下。やむを得ない場合は部分的に 2 % 以下まで可。
		5	路面は、滑りにくい仕上げとする。